

いわき市水道局発注の建設工事に係る
一般競争入札への参加手続きについて
(郵便等による入札 版)

令和3年12月現在

いわき市水道局総務課

電話 0246(22)9315

FAX 0246(21)4644

目 次

- 1 一般競争入札の対象となる工事の確認（P 1）
 - 2 設計図書や図面等の入手方法（P 2）
 - 3 入札に参加するために必要な書類の入手方法（P3）
 - 4 設計図書等に関する質問方法及び市水道局からの回答
（P 4）
 - 5 特定建設工事共同企業体で参加する場合の手続き（P 5～6）
 - 6 入札の方法（初度の入札）（P 7～8）
 - 7 再度の入札について（P 9）
 - 8 入札の方法（再度の入札）（P 10～11）
 - 9 同価入札の場合のくじ引きの方法（P 12～14）
 - 10 落札者又は落札候補者が決定した場合の連絡方法（P 15）
 - 11 その他（P 16～17）
- 【別紙 1】 工事費内訳明細書の作成に係る留意事項（P18～19）
- 【参考 1】 設計図書等購入申込書兼購入証明書（P 20）
- 【参考 2】 設計図書等貸出申込書兼借受証明書（P 21）
- 【参考 3】 入札書（P 22）
- 【参考 4】 工事費内訳明細書（P 23）
- 【参考 5】 特定建設工事共同企業体協定書（P 24～26）
- 【参考 6】 質疑応答書（P 27）

1 一般競争入札の対象となる工事の確認

(1) 一般競争入札の対象となる工事とは

原則として、本市水道局発注の建設工事のうち、緊急性又は技術的特殊性等を要する工事を除き、次の工事が一般競争入札の対象となります。

建設工事の種類	設計金額
土木一式工事	1,500 万円以上
建築一式工事	5,000 万円以上
電気工事	1,500 万円以上
管工事	1,500 万円以上
ほ装工事	1,000 万円以上
水道施設工事	1,500 万円以上
その他の工事	1,500 万円以上

(2) 一般競争入札の案件は、公告によりお知らせします。

公告は、原則として火曜日（火曜日が休日の場合は直前の開庁日）に行います。
なお、一般競争入札の案件がないときは、公告しません。

(3) 公告の内容は、次により確認することができます。

① 市の掲示場（午前9時ごろから、順次、掲示）

市の掲示場に掲示します。掲示場は、市役所本庁舎前のほか次の場所です。

小名浜支所、勿来支所、常磐支所、内郷支所、四倉支所、遠野支所、
小川支所、好間支所、三和支所、田人支所、川前支所、久之浜・大久支所

② 市水道局総務課（本庁舎3階）の窓口（午前9時ごろ）

公告の内容は総務課の窓口で閲覧に供します。

この公告の内容は、どなたでも自由に閲覧することができます。

③ 市ホームページ（午後1時30分ごろ（事務手続きにより時間が多少前後することがあります。））

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)

⇒ 「事業者向け情報」内の入札・契約

⇒ 一般競争入札情報

⇒ いわき市水道局一般競争入札情報

2 設計図書や図面等の入手方法

(1) 設計図書及び図面等の積算に必要な書類の入手方法

① 公告に示す販売所で購入することができます。

ア 購入の申込みは、「設計図書等購入申込書兼購入証明書【参考1】(P20)」に工事名、商号などの必要事項を正確に記入し、購入を希望する時間の概ね3時間前までに、公告に示す販売所にFAXしてください。

イ 「設計図書等購入申込書兼購入証明書」は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)

⇒ 「事業者の方へ」内の入札・契約

⇒ 入札・契約関係様式

⇒ いわき市水道局入札・契約様式集

ウ 「設計図書等購入申込書兼購入証明書」をダウンロードすることができない場合は、市水道局総務課でも配布しますので、お申し出ください。

② 市水道局総務課（市水道局本庁舎3階）で借りることができます。

ア 貸出しの申込みは、「設計図書等貸出申込書兼借受証明書【参考2】(P21)」に工事名、商号などの必要事項を正確に記入し、市水道局総務課（市水道局本庁舎3階）に、直接、お持ちください。

イ 「設計図書等貸出申込書兼借受証明書」は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)

⇒ 「事業者の方へ」内の入札・契約

⇒ 入札・契約関係様式

⇒ いわき市水道局入札・契約様式集

ウ 「設計図書等貸出申込書兼借受証明書」をダウンロードすることができない場合は、市水道局総務課でも配布しますので、お申し出ください。

3 入札に参加するために必要な書類の入手方法

(1) 入札に参加するために必要な書類の入手方法

- ① 入札に参加するにあたり必要な次の書類は、市ホームページからダウンロードすることができます。
- ア 入札書【参考3】(P22)
 - イ 入札書等の郵送に使用する宛名等
 - ウ 工事費内訳明細書【参考4】(P23)
 - エ その他水道事業管理者が公告に指定する書類
- ※ 自作様式の使用も可能ですが、局指定の様式と内容が異なる場合、入札が無効となることがありますので、市ホームページから調達した様式を使用するのが確実な方法です。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)

⇒ 「事業者の方へ」内の入札・契約

⇒ 一般競争入札情報

⇒ いわき市水道局一般競争入札情報

※公告を掲載するホームページは月ごとに作成します。

入札に必要な書類は、該当する案件ごとの「関係ファイル」欄に掲載しますので、ダウンロードしてご使用ください。

- ② 再度の入札における入札書については、8-(1)、(2)をご確認ください。

(2) 特定建設工事共同企業体で入札に参加するために必要な書類の入手方法

- ① 特定建設工事共同企業体で入札に参加される方は「特定建設工事共同企業体協定書」の提出が必要となります。

ア 「特定建設工事共同企業体協定書【参考5】(P24～26)」の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)

⇒ 「事業者の方へ」内の入札・契約

⇒ 入札・契約関係様式

⇒ いわき市水道局入札・契約様式集

- ② 「特定建設工事共同企業体協定書」の提出方法については、5をご確認ください。

4 設計図書等に関する質問方法及び市水道局からの回答

(1) 質問

- ① 質問にあたり使用する様式は、「質疑応答書【参考6】(P27)」です。
なお、「質疑応答書」は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)
⇒ 「事業者の方へ」内の入札・契約
⇒ 入札・契約関係様式
⇒ いわき市水道局入札・契約様式集

- ② 「質疑応答書」には、工事名、商号などの必要事項を記入のうえ、公告に示す質問の提出先に電子メール又はFAXにて提出してください。
なお、公告に示す提出期間外に市水道局に到達した質問については、原則として回答しませんので、ご注意ください。

(2) 回答

- ① 質問に対する市水道局からの回答は、公告に示す回答期日に、質問の提出先から電子メール又はFAXにて行います。
- ② また、質問及び回答の内容については、公告に示す回答期日に、市ホームページに掲載するほか、市水道局総務課（市水道局本庁舎3階）の窓口でも閲覧することができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)
⇒ 「事業者の方へ」内の入札・契約
⇒ 一般競争入札情報
⇒ いわき市水道局一般競争入札情報

※質問及び回答の内容については、質問があった案件の「関係ファイル」欄に掲載します。
なお、質問がなかった案件については掲載しません。

5 特定建設工事共同企業体で参加する場合の手続き

特定建設工事共同企業体で入札に参加する方は、いわき市水道局建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定に基づき「特定建設工事共同企業体協定書【参考5】(P24～26)」を提出する必要があります。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書

3-(2)の方法により、「特定建設工事共同企業体協定書」を調達し、御作成ください。

(2) 提出先

基本的には、市水道局総務課（市水道局本庁舎3階）ですが、公告に明記しますので、案件ごとに御確認ください。

(3) 提出期限

公告に明記しますので、案件ごとにご確認ください。

(4) 委任状の提出

「特定建設工事共同企業体協定書」を提出する際に、必ずしも委任状を提出する必要はありませんが、企業体内の事情により、入札に関する一切の権限をあらかじめ委任する必要がある場合には、協定書の提出と併せて委任状を提出してください。

① 委任状を提出しない場合

入札人は、特定建設工事共同企業体となります。


この場合の入札書における記名押印は次のようになります。

□□□□□□□□工事	
○○・△△	
特定建設工事共同企業体	
代表者	○○建設株式会社
	代表取締役 ○○○○
構成員	△△建設株式会社
	代表取締役 △△△△

② 委任状を「特定建設共同企業体協定書」とともに提出する場合
入札人は、受任者となります。

この場合の入札書における記名押印は次のようになります。

(受任者が、代表者「〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇」の場合)

□□□□□□□□工事	
〇〇・△△	
特定建設工事共同企業体	
代表者 〇〇建設株式会社	
代表取締役 〇〇〇〇	

6 入札の方法（初度の入札）

(1) 提出する書類

① 入札書【参考3】（P22）

3-1の方法により入手したものをお使いください。

《封筒に入れる前のチェック事項》

- 右上の入札回数が「第1回」の入札書を使用していますか。
- 記載した入札人の住所、商号又は名称、代表者職氏名は正確ですか。
- 入札人の印が鮮明に捺されていますか。
- 記載した入札金額に間違いはありませんか。
- 入札金額を訂正していませんか。
- 「くじの数」は記載しましたか。（未記入でも可。）
- 工事名、工事場所、入札日（公告に示す開札日を記載してください。）など記載事項に間違いはありませんか。

② 工事費内訳明細書【参考4】（P23）

3-1の方法により入手したものをお使いください。

《封筒に入れる前のチェック事項》

- 工事名、工事場所が入札書と一致していますか。
 - 右上の「商号又は名称」を記入しましたか。
 - 明細書に記載の金額計算に誤りはありませんか。
 - 金額欄はすべて記入しましたか。
 - 「工事費 計」の額が、入札書の入札金額と一致していますか。
 - ※ 1万円未満の端数調整（切下げ、切上げ）を行った場合を除く。
- 詳細【別紙1】「工事費内訳明細書の作成に係る留意事項」（P18～19）。

③ 設計図書等の調達を証明する書類

設計図書等の調達を証明するための書類は、次のうちいずれかの証明書です。

ア 設計図書等購入申込書兼購入証明書【参考1】（P20）

販売所の確認印があるものに限りです。

イ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書【参考2】（P21）

市水道局の確認印があるものに限りです。

《封筒に入れる前のチェック事項》

- 入札書に記載した工事の証明書に間違いありませんか。
- 販売所又は市水道局の確認印が捺してありますか。
- ※ ア又はイの証明書は、原本及びコピーのどちらを提出しても構いません。

④ 「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」等

郵便入札の際、封筒に同封するものは、基本的には上記①、②及び③ですが、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」等も必要な場合がありますので、公告に示す郵送するものを、十分、ご確認ください。

《封筒に入れる前のチェック事項》

- 開札日現在で有効なものですか。

(2) 郵送用封筒の作成

任意の封筒に、3-1の方法により入手した「入札書等の郵送に使用する宛名等」を貼付し、入札書等を入れ封かんしてください。

《入札書等を封筒に入れる時のチェック事項》

- 封筒に入れる入札書等と、封筒宛名に記載の工事名等は同じですか。
 同封する必要がある書類は、すべて入れましたか。
 封筒は、糊付けによりはがれないように封かんしましたか。

(3) 入札書等の郵送

① 郵送方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法により郵送してください。

なお、指定の方法以外の方法（普通郵便での郵送や総務課に直接持参するなど）による入札は無効となりますので、ご注意ください。

② 郵送先

「日本郵便株式会社いわき郵便局留」で郵送してください。

なお、入札に参加する方の過失（「日本郵便株式会社いわき郵便局留」と記載しないような場合など）により、直接、市水道局に入札書等が郵送された場合、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

③ 郵送期間

公告に示す郵送開始日以降に郵送の手続きをとり、到着期限までに日本郵便株式会社いわき郵便局に到着したものが有効な入札となります。

(例) 郵送開始日が10月21日(月)、到着期限が10月29日(火)の場合、

ア 10月20日(日)に郵送の手続きをとったもの(消印が10月20日になっているもの)

イ 日本郵便株式会社いわき郵便局への到着が10月30日(水)午前0時以降のもの

については、無効な入札となります。

7 再度の入札について

(1) 再度の入札を行う場合とは

初度の入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、郵送等により再度の入札を行います。

ただし、開札の結果、応札者がいない場合、すべての応札者が無効な入札又は最低制限価格を下回る入札を行った場合は、再度の入札は行わず、入札を終了します。

(2) 再度の入札に参加できる方

再度の入札は、初度の入札で応札した方のみが参加することができます。

ただし、次の一つに当てはまる方は再度の入札に参加することはできません。

- ① 初度の入札で応札していない方
- ② 初度の入札を辞退した方
- ③ 初度の入札で無効な入札をした方
- ④ 初度の入札で最低制限価格を下回った入札を行った方

8 入札の方法（再度の入札）

(1) 再度の入札の参加対象者への連絡

再度の入札に移行する場合、入札に参加できる方（7-(2)）に対し、再度の入札に移行する旨を連絡し、再度の入札で使用する「入札書」及び「入札書等の郵送に使用する宛名等」を配布します。

(2) 再度の入札で使用する書類

① 入札書【参考3】（P22）

8-(1)で配布された入札書を使用してください。

《提出する前のチェック事項》

- 右上の入札回数が「第2回」の入札書を使用していますか。
- 記載した入札人の住所、商号又は名称、代表者職氏名は正確ですか。
- 入札人の印が鮮明に捺されていますか。
- 記載した入札金額に間違いはありませんか。
- 入札金額を訂正していませんか。
- 「くじの数」は記載しましたか。（未記入でも可。）
- 工事名、工事場所、入札日など記載事項に間違いはありませんか。

② 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

再度の入札の開札日までの間に建設業許可の有効期限が切れる方は、開札日時時点で有効な「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の提出が必要となります。

③ 工事費内訳明細書（総合評価方式のみ）

通常の価格競争方式一般競争入札では、初度の入札に限り、工事費内訳明細書を提出することとしていますが、総合評価方式一般競争入札では、再度の入札においても、工事費内訳明細書の提出が必要となります。

詳細につきましては「いわき市水道局発注の総合評価方式一般競争入札への参加手続きについて」をご確認ください。

④ 郵送用封筒の作成

任意の封筒に、8-(1)で配布した「入札書等の郵送に使用する宛名等」を貼付し、入札書を入れ封かんしてください。

持参により提出する場合であっても、入札書は封筒に入れてご提出ください。

《入札書等を封筒に入れる時のチェック事項》

- 封筒に入れる入札書等と、封筒宛名に記載の工事名等は同じですか。
- 同封する必要がある書類は、すべて入れましたか。
- 封筒は、糊付けによりはがれないように封かんしましたか。

(3) 入札書の提出

入札書は次のいずれかの方法によりご提出ください。

① 郵送による場合

初度の入札と同様の手法（6-(3)）により郵送してください。

② 持参による場合

再度の入札においては、持参により水道局総務課へ直接提出が可能です。

なお、持参による提出が認められるのは再度の入札のみであり、一般競争入札における初度の入札において持参により提出された入札書は無効となりますので、取り違えることのないようご注意ください。

(4) その他

再度の入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定による見積り合わせを行う場合があります。

見積書の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)

⇒ 「事業者の方へ」内の入札・契約

⇒ 入札・契約関係様式

⇒ いわき市水道局入札・契約様式集

9 同価入札の場合のくじ引きの方法

(1) くじ引きを行う場合とは

初度又は再度の入札の結果が次のような場合に、くじ引きを行うこととなります。

- ① 落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となるべき価格の入札をした者（総合評価方式の場合にあっては、入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準に該当しない者のうち、評価値が最も高い者とする。）が2者以上いる場合。
- ② 落札候補者の次に低い価格の入札をした者（総合評価方式の場合にあっては入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準に該当しない者のうち、落札候補者の次に評価値が高い者とする）が2者以上いる場合。

「落札候補者」とは

ア 入札後審査資格（一定の施工実績や技術者の経験等）があるため、開札中には落札者を決定することができない場合の、予定価格以下で最低制限価格以上の入札をした者のうち最低の価格を提示した者

イ 入札後審査資格がある総合評価方式の場合の、入札価格が予定価格以下で失格基準に該当しない者のうち、評価値が最も高い者

※総合評価方式の場合において、くじ引きの結果1位となった落札者等となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、落札者等の決定を保留し、低入札価格調査に移行します。

(2) くじ引きの方法

- ① 入札に参加する方が行うこと

入札に参加する方は、くじ引きに備え、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の数値（000～999）を記入して入札をしてください。

記入がない場合は、市の入札参加有資格者名簿登録番号（以下「名簿登録番号」という。）の下3桁の数値が記載されたものとみなします。（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の名簿登録番号の下3桁の数値とします。）

なお、入札書に「くじの数」記載がない場合において、入札参加者当人（本人又は代理人を問いません。）が開札時に傍聴にお越しになっていたとしても、開札時に、その場で入札書に数字等を記載する行為は公正性の観点から認められませんので、入札書を郵送する際には、十分、ご確認をお願いします。

② くじの手順

- ア 名簿登録番号の小さい順にくじ番号（0、1、2、・・・）を付与します。
- イ 落札者等となるべき者の入札書に記載された「くじの数」を合算し、その合計額を当該入札書の数で除算し、余りを算出します。
- ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を落札者又は落札候補者等とします。
- エ 入札後審査資格（一定の施工実績や技術者の経験等）がある案件の場合は、落札候補者のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を次順位者とします。
- この場合において、落札候補者のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、くじ番号が0の入札参加者を次順位者とします。
- オ 入札後審査資格を確認する順番は、1番目が落札候補者、2番目が次順位者となり、3番目以降については、エの規定に準じて順番を決定します。

参考例

【前提】

- (1) 価格競争方式。
- (2) 「甲建設株」と「乙建設株」が、入札金額「¥100,000,000」で最低入札者（予定価格以下で最低制限価格以上の入札をした者のうち最低の入札をした者）である。
- (3) 名簿登録番号は「甲建設株」が「1200」、「乙建設株」が「1800」である。
- (4) くじの数は、「甲建設株」が「333」であり、「乙建設株」は記載がなかった。

入札書	
(第1回)	
○年○月○日	
いわき市水道事業管理者 様	
入札人 いわき市○○町○番地	
甲建設株	
代表取締役○○○○ (印)	
私は、次のとおり工事を請け負いたいので、いわき市水道局契約	
規程を遵守し、入札します。	
入札金額	¥100,000,000
工事名	○○○○○○○○工事
工事場所	いわき市○○○ 地内
くじの数	333

入札書	
(第1回)	
○年○月○日	
いわき市水道事業管理者 様	
入札人 いわき市○○町○番地	
乙建設株	
代表取締役○○○○ (印)	
私は、次のとおり工事を請け負いたいので、いわき市水道局契約	
規程を遵守し、入札します。	
入札金額	¥100,000,000
工事名	○○○○○○○○工事
工事場所	いわき市○○○ 地内
くじの数	

【具体的な手順】

- (1) 入札を執行する者が、「くじ引きの記録」に名簿登録番号の小さい順に商号及び名簿登録番号を記入する。
- (2) 「くじ引きの記録」に「甲建設株」のくじの数（333）を記入する。
- (3) 「乙建設株」は、くじの数を記載していないので、名簿登録番号（1800）の下3桁（800）をくじの数とみなして記入する。
- (4) 「甲建設株」と「乙建設株」のくじの数の合計を計算し、「くじの数合計（A）」の欄に記入する。

$$333 + 800 = 1133$$

- (5) 「くじ対象業者数（B）」は、「甲建設株」と「乙建設株」の2者なので、当該（B）の欄に「2」を記入する。
- (6) 「くじの数合計（A）」を「くじ対象業者数（B）」で除し、その余りを「余り（C）」に記入する。

$$1133 \div 2 = 566 \text{ 余り } 1$$

- (7) 余り「1」と一致する「くじ番号」の者が落札者又は落札候補者となるので、「乙建設株」が落札者又は落札候補者となる。
- (8) 「乙建設株」が落札候補者である場合には、「甲建設株」が次順位者となる。

《本例におけるくじ引きの記録のイメージ》

くじ引きの記録					
工事名：○○○○○○○○○工事					
くじ番号	商号	登録番号	くじの数	順位	備考
0	甲建設株	1200	333	2	(次順位者)
1	乙建設株	1800	800	1	落札(候補)者
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
くじの数合計(A)			1133		
くじ対象業者数(B)			2		
余り(C)			1		

10 落札者又は落札候補者が決定した場合の連絡方法

(1) 開札の結果、落札者又は落札候補者が決定した場合は、当該落札者又は落札候補者に対し、速やかに電話にて連絡をします。連絡事項は、概ね次のとおりです。

① 落札者の場合

- ア 落札者に決定したこと。
- イ 落札決定通知書をFAXにて送付すること。
- ウ その他、契約の締結にあたり必要な事項

② 落札候補者の場合

- ア 落札候補者に決定したこと。
- イ 入札参加資格を確認するための書類及びその提出期限
- ウ その他、入札参加資格の審査にあたり必要な事項

(2) 落札者又は落札候補者の代表者若しくはその社員が開札を傍聴している場合は、(1)の連絡をその代表者又は社員にお伝えしますので、傍聴にお越しの際は、必ず名刺をお持ちください。

11 その他

(1) 一般競争入札における無効

① 無効事由（「入札心得（一般競争入札・郵便用）」より抜粋）

- ア 開札日に、公告に定める入札参加資格を有しない者及び有効な経営事項審査結果を得ていない者が行った入札
- イ 公告日から開札日までの間に、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和59年1月いわき市水道局内訓第1号）に基づく指名停止基準による指名停止を受けた期間がある者が行った入札
- ウ 工事費内訳明細書を提出しない者又は工事費内訳明細書に未記入等の不備があった者が行った入札
- エ 工事費内訳明細書の工事費計の金額と入札書の記載金額が一致しない入札（内訳書における1万円未満の金額の端数処理（切下げ、切上げ）を行った場合を除く。）
- オ 設計図書を入手していない者が行った入札
- カ 入札書を郵送する前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札
- キ 記名押印を欠く入札
- ク 金額を訂正した入札
- ケ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
- コ 同一の郵便入札参加者が2通以上の入札書等を提出した入札
- サ 金額欄に「0円」と記載された入札
- シ 公告及び郵便入札要綱の規定に違反して入札書等を提出した入札
- ス 入札書等に記載の工事名等と封筒に記載の工事名等が一致していない入札
- セ 入札書のほか、公告で指定する書類が同封されていない入札
- ソ 入札書等を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札
- タ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
- チ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- ツ その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した事項に違反し

② これまでに無効とした事例

- ア 普通郵便により入札書等を郵送した入札を無効とした。
- イ 設計図書の調達を証明する書類の写しが同封されていない入札を無効とした。
- ウ 入札参加資格のない者（i 格付が不適格の者、ii 入札参加資格が「とび・土工・コンクリート工事と建築一式工事に登録している者」の場合に、「とび・土工・コンクリート工事のみに登録している者」）が行った入札を無効とした。
- エ 公告に示した「到着期限」を過ぎて日本郵便株式会社いわき郵便局に到着した入札を無効とした。

(2) 契約締結にあたっての留意点

① 契約締結に必ず必要な書類

- ア 契約保証に関する書類
- イ いわき市工事請負契約書
- ウ 仲裁合意書
- エ 現場代理人及び主任技術者等通知書（経歴書等を添付してください。）

② 契約締結のとき準備ができていれば、①と併せてお預かりする書類

なお、①を提出するときに併せて提出することができない場合は、後日、市水道局の監督員へ提出してください。

- ア 工事着工届
- イ 工事工程表
- ウ 建設業退職金共済制度に係る掛金収納書
- エ 公共工事前金払の請求書（次の書類を必ず添付してください。）
 - ・前払金保証事業会社の保証証書
 - ・前払金保証事業会社の保証証書（写）
 - ・前払金保証事業会社の約款

③ 契約締結日や工期につきましては、落札者決定のご連絡の際にお知らせします。

※契約手続きの詳細は「いわき市水道局の工事請負契約の手引き」をご確認ください。

工事費内訳明細書の作成に係る留意事項

水道局では、入札価格の積算根拠を明確にすることで適正な見積作業を促し、ダンピング防止や工事品質の確保を図る観点から、工事に係るすべての案件を対象として、入札時において、入札参加者から工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の提出を求めています。

内訳書の作成に当たりましては、次の事項に留意してください。

1 内訳書の提出が必要な案件

設計金額にかかわらず、すべての工事に係る入札が対象となります。

内訳書を提出しない場合、入札心得の規定により無効な入札となりますので、十分に注意してください。

※ 総合評価方式一般競争入札にあつては、初度の入札により落札者が決定せず、再度の入札に移行する場合、再度の内訳書の提出を求める。

指名競争入札及び総合評価方式によらない一般競争入札にあつては、再度の入札に移行する場合、再度の内訳書の提出は求めない。

※ 随意契約のための見積合わせについては、従前どおり内訳書の提出は求めない。

2 内訳書の記入

(1) 内訳書の様式は、対象となる個別の工事ごとに、市ホームページにおいて提供しますので、ダウンロードして使用してください。

提供する様式においては、工事名、工事場所等の基本事項について入力済の状態にしてありますので、会社名及び積算金額の内訳を記入してください。

(2) 内訳書に記入漏れや計算の間違い等があった場合には、入札心得の規定により無効な入札となりますので、十分に注意してください。

(3) 入札書には、内訳書により積算された金額（税抜価格）を入札書に記載することになりますが、積算金額に端数が生じる場合があることから、入札書へ記載する際に1万円未満の端数処理（1円から千円の位における切上げ及び切下げ）を行うことは、認められます（具体的な例は、別紙のとおり）。ただし、この端数処理以外の理由により積算金額と入札金額が一致しない場合は、無効な入札となりますので、十分に注意してください。

3 契約締結後における詳細な内訳書の提出

(1) 入札参加時に内訳書の提出が必要な案件の落札者となった方は、契約締結後において、いわき市水道局工事請負契約約款第3条第1項の規定に基づき、あらためて詳細な内訳書を提出する必要があります。

（工事費内訳明細書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 当該内訳書の様式は、市ホームページにおいて一般的な契約関係様式として提供しますので、ダウンロードして使用してください。

(3) 当該内訳書には、設計図書の本工事費内訳書の区分に従い、金額が一式計上でなくなるレベルまで記載してください。

【参考1】

設計図書等購入申込書兼購入証明書

様

いわき市水道局発注の次の工事に係る設計図書等の購入を申し込みます。

	工 事 名	確認印
1		
2		
3		
4		
5		

備考 確認印は、公告に記載の販売場所において、販売した者が押印すること。

【購入希望者】

商号又は名称	
担当者氏名	
担当者連絡先 (電話番号)	

【参考2】

設計図書等貸出申込書兼借受証明書

年 月 日

いわき市水道事業管理者 様

申込者 商号又は名称
担当者氏名
担当者連絡先 ()
(電話番号)

工 事 名	
-------	--

【市水道局処理欄】

貸 出 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
返 却 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
市水道局確認印	

入 札 書

(第 回)

年 月 日

いわき市水道事業管理者 様

入札人 住 所
 商号又は
 名 称
 氏 名

印

私は、次のとおり工事を請け負いたいので、いわき市水道局契約規程等を遵守し、入札します。

	十億	百万	千	円
入 札 金 額				

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

く じ の 数			
---------	--	--	--

【参考4】

工事費内訳明細書									
工事名					商号又は名称				
工事場所			工期(予定)						
			令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで						
名称	名称内容	材 料 (労 力)	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要	
直接工事費				1	式			A=B+C+D+E+F	
				1	式			B	
				1	式			C	
				1	式			D	
				1	式			E	
				1	式			F	
共通仮設費								G	
現場管理費								H	
一般管理費等								I	
工事費計								J=A+G+H+I 入札金額	
消費税				10	%			K=J*10% 円未満切捨て	
合計								L=J+K	

※ の枠内は、必ず**全て**記入してください。

【留意事項】
 ※ 次の場合は、入札の無効となりますので、ご注意ください。
 ○ 指定された記入欄(会社名、金額等)に空欄や記載誤りがあるもの。
 ○ 各工種の合計金額が、「直接工事費」の金額と一致しないもの。
 ○ 工事費計の金額と初度の入札書の記載金額が一致しないもの。(内訳書における1万円未満の金額の端数処理(切下げ、切上げ)を行った場合を除く。)
 ※ 鉛筆や消せるボールペン等、記載した内容を容易に削除することが可能なものは使用しないようにしてください。

【参考5】

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) ○○発注に係る○○建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつた場合は、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、及び受領し、並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更があつても、構成員の出資割合は、変わらないものとする。

- 建設株式会社 ○○パーセント
- 建設株式会社 ○○パーセント

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体の決算は、建設工事のしゅん工後において行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、発注者及び構成員全員の承諾なしに、他人に譲渡することはできない。

(建設工事の中途における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の中途において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事の中途において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(建設工事の中途における構成員の破産手続開始の決定又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが建設工事の中途において、破産手続開始の決定を受け、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事について引き渡した工事的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書〇通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自1通を保有し、1通を発注者に提出する。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇印
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇印

